

薬食発第0326001号
平成21年3月26日

各 { 都道府県知事
保健所設置市市長 } 殿
{ 特別区区长 }

厚生労働省医薬食品局長

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部改正について

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令が平成21年3月26日厚生労働省令第46号をもって公布されたところであるが、その改正の内容等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 改正の内容

- (1) 家庭用品衛生監視員の要件の一部改正（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和49年厚生省令第34号。以下「則」という。）

第3条関係

則第3条の家庭用品衛生監視員の要件のうち、第3号ハに規定する「厚生労働大臣の指定した家庭用品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」については、①法施行以降、家庭用品衛生監視員の養成施設は指定された実績がなく、②立入検査等をさせることができる職員については同号ハ以外の要件を満たす職員によって充足しているため、その必要性は低いことから、これを削除したこと。

- (2) ジベンゾ[a,h]アントラセン及びホルムアルデヒドに係る基準の一部改正（則別表関係）

①ジベンゾ[a,h]アントラセンの基準について、ガスクロマトグラフ質量分析計の操作条件のうち、注入方法のスプリットレス方式に付記されたスプリット保持時間に係る規定については、当該保持時間が装置によって異なるため、その必要性は低いことから、これを削除したこと。

②ホルムアルデヒドの基準のうち、出生後24月以内の乳幼児用のおしめ、

おしめカバー、よだれ掛け、下着、寝衣、手袋、くつした、中衣、外衣、帽子、寝具に関する基準について、3 確認試験は2 試験において測定した波長における吸収がホルムアルデヒドによるものであることを確認するために設定されているため、(2)高速液体クロマトグラフ法のうち、ピーク面積に係る規定については、不要であることから、これを削除したこと。また、実際に試験を行う際の利便性を考慮し、試験溶液採取量について「1 μ l」から「10 μ l」に変更したこと。

- ③ホルムアルデヒドの基準について、接着剤の係る範囲が「かつら、つけまつげ、つけひげ又はくつしたどめ」であることを明確にするため、家庭用品の欄中「並びにたび、」を「、たび並びに」に改めたこと。

第2 施行期日

この省令は、平成21年3月26日から施行されるものであること。